

浦国運第5号
令和3年9月13日

浦安市長 内田悦嗣様

浦安市国民健康保険運営協議会
会長 石川正純



答 申 書

令和3年8月20日付け浦国第436号で諮問のありました、令和4年度浦安市国民健康保険税の税率・税額の改定について、下記のとおり答申します。

記

令和4年度浦安市国民健康保険税の税率・税額の改定について、当協議会で慎重に協議した結果、後期高齢者支援金分の所得割率を0.3パーセント、均等割額を4,000円、介護納付金分の均等割額を1,200円の引き上げが適当であると判断します。

なお、この答申に関し、次のとおり意見を付すので、市においては適切な対応に努めるよう要望します。

付帯意見

本市の国民健康保険は、一般会計から多額の決算補てん目的の法定外繰入をしている状況であり、その解消・削減のため、より多くの税率・税額の改定が必要と考えるところ、新型コロナウイルス感染症の影響など社会経済情勢に鑑み、急激な負担増とならないよう、被保険者負担に配慮した答申としたところです。

今後も被保険者負担に配慮しつつ、一般会計からの決算補てん目的の法定外繰入の計画的な解消・削減に努めることが必要と考えます。